

◎審査した議案のうち主なものを掲載しています。

議案 第7号	霧島市中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部改正について …	全会一致で可決
議案 第13号	霧島市景観条例の一部改正について ……………	全会一致で可決
議案 第19～21号	字の区域の変更について ……………	全会一致で可決

問 今までは、7000万円の基金を積立てて、その利息分を活用していたが、一般会計のやりくりの中で、原資を取り崩して使うことができ、また積み増しすることもできるようになるという条例改正か。

答 基金の額は、7000万円とするとあり、原資は取り崩せないということから条例改正をするものである。

問 基金の原資は、使っていないかったとのことだが、今後はどのようなものに使えるか。

答 県営事業の負担金という形で使いたい。具体的には、調査事業として、土地改良施設や農地の機能保全に資する工法等の研究に要する事業、研修事業として、地域住民活動の活性化に関する推進指導及び助言等を行う人材育成事業、推進事業として、組織の構想化、啓発、普及等を行う事業となっている。

問 今までは、研修などのソフト面の経費へ利息等を充てるといってあったが、今後は施設の整備や具体的ハード事業へも、この基金を取り崩し、県営事業などと合わせて、地方負担の財源として運用していくという

問 毎年度、基金の積立額は予算計上するということであるが、平成29年度はどうか。また、目標額を、どれくらい考えているのか。

答 基金積立金については、当初予算で1億円を計上している。敷根清掃センターの延命化は、長寿命化計画で検討中である。基金の目標額は、補助金や地方債の活用をしても15億円から20億円くらい一般財源が必要と考える。

問 パブリックコメントに「全国各地で起こっている外国資本等による森林買収と水資源取水への懸念は、近い将来、本市でも発生しうる」と記載があるが、具体的に確認しているのか。

答 平成23年に隼人町嘉例川で、中国資本の会社が1000筆の山林を買収した事実があった。全国では、平成27年で12件、平成26年で13件発生し、今回の条例制定に至った。

問 条例の施行は4月1日からとなるが、これまで、該当するような施設は市内にあるのか。

答 市内に、この条例を適用する事業所はある。経過措置を設けており、これらの事業所は、すでに事前協議及び規定の届出をしたものとみなすことになる。

問 生活環境被害が生じないよう、「水質及び水量の保全に資する活動実施に努める」とあるが、これに関係する法律的な規定があるのか。また、罰則規定などの議論はなかったのか。

答 水資源採取者における水質の関係などについては、水質汚濁防止法を準用していく予定である。罰則規定については、適正な水利用と現在行っている事業者への配慮もしつつ、現在、条例の中で規定している届出という扱いとした。

問 霧島市中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部改正

問 基金の原資は、使っていないかったとのことだが、今後はどのようなものに使えるか。

答 県営事業の負担金という形で使いたい。具体的には、調査事業として、土地改良施設や農地の機能保全に資する工法等の研究に要する事業、研修事業として、地域住民活動の活性化に関する推進指導及び助言等を行う人材育成事業、推進事業として、組織の構想化、啓発、普及等を行う事業となっている。

問 今までは、研修などのソフト面の経費へ利息等を充てるといってあったが、今後は施設の整備や具体的ハード事業へも、この基金を取り崩し、県営事業などと合わせて、地方負担の財源として運用していくという

問 毎年度、基金の積立額は予算計上するということであるが、平成29年度はどうか。また、目標額を、どれくらい考えているのか。

答 基金積立金については、当初予算で1億円を計上している。敷根清掃センターの延命化は、長寿命化計画で検討中である。基金の目標額は、補助金や地方債の活用をしても15億円から20億円くらい一般財源が必要と考える。

問 パブリックコメントに「全国各地で起こっている外国資本等による森林買収と水資源取水への懸念は、近い将来、本市でも発生しうる」と記載があるが、具体的に確認しているのか。

答 平成23年に隼人町嘉例川で、中国資本の会社が1000筆の山林を買収した事実があった。全国では、平成27年で12件、平成26年で13件発生し、今回の条例制定に至った。

問 条例の施行は4月1日からとなるが、これまで、該当するような施設は市内にあるのか。

答 市内に、この条例を適用する事業所はある。経過措置を設けており、これらの事業所は、すでに事前協議及び規定の届出をしたものとみなすことになる。

問 生活環境被害が生じないよう、「水質及び水量の保全に資する活動実施に努める」とあるが、これに関係する法律的な規定があるのか。また、罰則規定などの議論はなかったのか。

答 水資源採取者における水質の関係などについては、水質汚濁防止法を準用していく予定である。罰則規定については、適正な水利用と現在行っている事業者への配慮もしつつ、現在、条例の中で規定している届出という扱いとした。

問 霧島市景観条例の一部改正

問 急増する太陽光発電設備等の設置事業を、景観法により届出の対象とすることとして、設置者に対し、景観への具体的な配慮を促し、良好な景観の保全、育成に取り組むためである。届出の対象規模は、高さが10mを超えるもの又は太陽光発電設備を設置する事業に係る一団の面積の合計が、5000㎡以上であるとの説明。

問 届出が義務化されるわけだが、届出後は、指導、規制などが伴うのか。

答 届出後、審査を行い計画が景観計画に適合しているかどうかを通知する。不適合の場合は、修正をお願いする。従わない場合は、勧告、公表の可能性もある。

問 指導に従わずに、協

問 反射光の影響で苦情等もあるようだが、景観条例の審査の中では、そのあたりも審査するのか。

答 反射光については、判断を行う根拠となるデータがない。景観条例中では、考慮していない。しかし、景観形成基準の中では、低明度、低彩度、低反射の太陽光電池モジュールを使用することの基準は設けている。

問 これまで太陽光発電の開発は何件くらいあるか。

答 平成25年度から平成27年度までの景観届で再生エネルギー関係の部分は1000㎡以上で28件あり、そのうち5000㎡以上が24件である。

問 本市内で太陽光発電設備の建設は、非常に多く、住民の不安や様々な思いがある。今後、住民の思いをしっかりと捉え、観光立市霧島市の国立公園等への巨大なメガソーラー設置については、景観を守る意味で、あらゆる法律を活用し、規制できる方向をめざしてほしいとの意見がありました。

霧島市中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部改正

霧島市景観条例の一部改正

字の区域の変更について

県営農村振興総合整備事業において、溝辺町竹子の剥岩地区・宮川内地区・上牟田地区で、水田ほ場整備を実施したことに伴い字界が不整形となった。従前の字界では、行政執行上及び土地の維持管理上支障があるので、換地処分後の整備された道路又は水路をもって新たな字界としようとするものとの説明。

◎審査した議案・陳情のうち主なものを掲載しています。

議案 第17号	霧島市衛生施設整備基金条例の制定について ……………	全会一致で可決
議案 第18号	水資源保全条例の制定について ……………	全会一致で可決
陳情 第4号	「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の採択を求める陳情書 ……………	全会一致で採択
陳情 第5号	霧島市民の医療を充実するための陳情書 ……………	全会一致で採択
陳情 第6号	在宅酸素療法患者への補助を実現するための陳情書 …	全会一致で採択

霧島市衛生施設整備基金条例の制定

現在、市が設置している一般廃棄物処理施設や火葬場などは、自然環境の保全や市民生活に、重要な役割を持つ施設である。今後、施設の延命化などを行うには、多額の費用が見込まれる。当該施設の整備等に適用するため、「霧島市衛生施設整備基金」を設置し、資金を同基金に積み立て、将来の財源に充当することができるよう、基金条例を制定しようとするものであるとの説明。

問 今回、新たに基金を作るようになるが、今後、施設については想定内の改修が必要になってくると思う。相当額の基金が積み立てられていない状況で、既存の特定建設事業基金の活用は考えていないのか。

答 今回の基金条例制定は、あくまでも施設の更新的部分が主である。それ以外で、何かあった場合は、今回の基金で対応するか、一般財源であるか、財政当局と、その都度協議をしていく。

問 基金の原資は、使っていないかったとのことだが、今後はどのようなものに使えるか。

答 県営事業の負担金という形で使いたい。具体的には、調査事業として、土地改良施設や農地の機能保全に資する工法等の研究に要する事業、研修事業として、地域住民活動の活性化に関する推進指導及び助言等を行う人材育成事業、推進事業として、組織の構想化、啓発、普及等を行う事業となっている。

問 今までは、研修などのソフト面の経費へ利息等を充てるといってあったが、今後は施設の整備や具体的ハード事業へも、この基金を取り崩し、県営事業などと合わせて、地方負担の財源として運用していくという

水資源保全条例の制定

条例の前文では、霧島市の豊かな自然環境と水資源の重要性を述べ、健全な水循環の維持、回復のための取組を積極的に推進することを宣言している。条文は、本条例の目的に関する規定、基本理念に関する規定、市、水資源採取者及び市民等の責務、関係者相互の連携、協力、事前協議、採取計画の届出や変更・廃止の届出、立入調査、勧告、

問 条例の施行は4月1日からとなるが、これまで、該当するような施設は市内にあるのか。

答 市内に、この条例を適用する事業所はある。経過措置を設けており、これらの事業所は、すでに事前協議及び規定の届出をしたものとみなすことになる。

問 生活環境被害が生じないよう、「水質及び水量の保全に資する活動実施に努める」とあるが、これに関係する法律的な規定があるのか。また、罰則規定などの議論はなかったのか。

答 水資源採取者における水質の関係などについては、水質汚濁防止法を準用していく予定である。罰則規定については、適正な水利用と現在行っている事業者への配慮もしつつ、現在、条例の中で規定している届出という扱いとした。

「在宅酸素療法者への補助を実現するための陳情書」を採択

在宅酸素療法は、呼吸不全や肺機能低下、心不全の方々に導入する治療法で、鹿児島市と奄美市が電気代を月あたり2000円補助している。霧島市でも、患者負担軽減のために実施していただきたいとの趣旨。

字の区域の変更について

県営農村振興総合整備事業において、溝辺町竹子の剥岩地区・宮川内地区・上牟田地区で、水田ほ場整備を実施したことに伴い字界が不整形となった。従前の字界では、行政執行上及び土地の維持管理上支障があるので、換地処分後の整備された道路又は水路をもって新たな字界としようとするものとの説明。